

マイケル・ポランニーによる自由の二分法についての考察

今池 康人 (関西医科大学・非)

1. はじめに

マイケル・ポランニーは多岐にわたる研究を行った人物であり、彼に関する研究もまた様々な分野に広がっている。しかし、彼の思想を論じる上で最も重要であろう、彼の自由思想についての研究はまだ十分とは言えない。ポランニーの自由論に対する研究自体は多数存在するが、そのほとんどが、他の経済学者との比較の中で、ポランニーが登場するにすぎない。

本報告の目的はポランニーの自由論を明らかにすることである。その中でも、特にポランニーによる自由の二分法について検討する。ポランニー (1951) は、自由を公的自由と私的自由に区別し、公的自由が自由社会を特徴付けると考えた。このように、2つの自由は彼の自由論を理解する上で非常に重要なものだが、それらは明確な定義がなされずあやふやなものに留まっている。また、これらの自由に関する研究はごく少数にとどまり、十分とは言えない。

2. 積極的自由と消極的自由

一般的に2つの自由から連想されるのは、アイザイア・バーリンらによって論じられた、積極的自由と消極的自由の概念である。消極的自由の概念とは、「ある主体の行動がいかなる他人からの干渉も受けないこと」である。それに対し、積極的自由は「自らが自らの行動を決定できる自己支配としての自由」を指す。この積極的自由の思想は民主主義の思想に繋がるなど、より政治的な要素を含む。これら2つの自由についてバーリンは、積極的自由についてはそれが自由の強制にもつながると批判的であり、消極的自由をより重要と考えた。

3. 公的自由と私的自由

ポランニーは、バーリンとは異なる自由に対する二分法を持つ。ポランニーは、自由を私的（個人的）自由と公的自由の2つに分け、両者の範囲は一致しないと考える。これら2つの自由は具体的にどのようなものなのか。ポランニーは私的自由について、「個人が自分の自由意思で、罰や批難を浴びる危険なしにできること」¹と述べる。私的自由とは、「社会的には無効」²な自由であり、その範囲は消極的自由よりさらに限定される。それに対して、公的自由とは「個人主義が社会的機能を果たす」自由である。その範囲は消極的自由を含みつつも、積極的自由の範囲にまで踏み込んでいる。そして、ポランニーは2つの自由は共に保護に値すると述べつつも、公的自由が自由社会を特徴付けるものと

¹ Polanyi (1951), p. 158, 199 頁.

² Polanyi (1951), p. 158, 200 頁.

考え、公的自由をより重要なものと考えた。このように、ポランニーは積極的自由をある程度認めているが、同時に全体主義への警鐘も鳴らしている。

それでは、ポランニーの公的自由は積極的自由をどこまで認めるのか。ポランニーは公的自由を守ることを提案しているにもかかわらず、公的自由自体の解説は完全であるとは言い難い。佐藤 (2010) は公的自由と積極的自由、消極的自由の関係について、「ポランニーの公的自由についての情報量が少なく、『バーリンの消極的自由と積極的自由を共に実現しうる、特別の状態』と控えめに表現した方が無難に思えた」³と述べている。本報告の目的は、公的自由と密接に係る、彼の秩序論と経済学を検討することで、その自由の姿を明らかにすることである。

4. マイケル・ポランニーの公的自由

a. 秩序論

ポランニーは、「自由な社会とは開かれた社会のことではなく、ただある際立った種類の諸信念に身をささげた社会のことなのだ」⁴と述べ、開かれた社会だけでは不十分だと考える。それでは、ポランニーの考える社会にとって必要なものとは何か。ポランニーは社会において、秩序の重要性を指摘する。彼は秩序を自生的秩序（社会の自発的な秩序）とコーポレーション的秩序（意図的な秩序）の2つに区別する。そして、ポランニーは自由と秩序の関係について、「公的自由の論理は独立の個人の活動を、一定の課題の実現のために自発的に相互調節すること」⁵だと考えた。ポランニーにとって自生的秩序（市場など）は公的自由を体系的に実現する社会秩序である。その特徴は、多中心性にある。自生的秩序のシステムにおいては、所属する個人一人一人が相互調節を行い、より高度で複雑な結果が導かれる。ポランニーはこの自生的秩序を「多中心的（非階層的）」と表現し、コーポレーション秩序（階層的）では代替できないと考えた。

ポランニーの秩序論の特徴の一つは、その相互調節機能を具体的に説明している点である。ポランニーは自生的秩序の中でも、特に市場秩序と知的秩序（法律、科学など）についてそれぞれ論じている⁶。自生的秩序のシステムにおいては、個人が自身のイニシアチブの行使により相互調節されるのは全ての自生的秩序において共通である。しかし、その相互調節の方法は秩序によって異なっている。まず、市場秩序とは「競争する個人の集団に基づく経済生活のシステム」⁷であり、生産者、消費者に係らず競争によって秩序は調節される。それに対して知的秩序においては異なった調整方法が取られる。法律、特に慣習法においては、協議によって相互調節が行われる。判事は訴訟を処理する際、意

³ 佐藤 (2010) , 48 頁.

⁴ Polanyi (1951), p. vi, ii 頁.

⁵ Polanyi (1951), p. 198, 244 頁.

⁶ ポランニーは市場秩序については簡潔に説明するに留まるが、知的秩序においてはより細かく解説する。ポランニーの議論においては、科学や学問の自由は非常に重要なものである。

⁷ Polanyi (1951), p. 160, 202 頁.

識的・無意識的に多くの判例を参考にすることにより、前任者たちの心と絶えず接触する。そして、判決が読み上げられることで、これまでのシステムは強化され、世論や将来の判事たちに晒され、彼等が決定を下す際の案内となる。そして、「慣習法の操作は、歴代の判事たちの間の一連の調整を構成するが、この調整は、それと平行して起こる判事と一般公衆との相互作用によって導かれる」⁸とポランニーは述べる。市場システムと異なり、司法システムは長い時代を通して永続的に相互調節が行われる。このように、ポランニーは市場秩序と知的秩序が異なる調節機能を有することを指摘するが、知的秩序の中でも科学秩序を特に重要視している。科学秩序⁹においては競争、協議に加え、説得による調整が行われると述べる。科学は過去に確立された膨大な知識を前提とし主張を公表する（協議）。また、科学の作業においては発見の追求や物的資源の確保において競争的な力が働く（競争）。そして、科学的主張が行われる際、公開討論が行われる。各参加者は議論し合い相互に高め合う。この過程は競争に似ているが、その目的は勝利ではなく真実を提示することである。この調節の過程をポランニーは説得と呼び、競争と区別した。このように、科学においては、協議、競争、説得の3つの調整過程が存在する。このように、ポランニーにおける自生的秩序は、能動的に他者へ影響を与えることを求める。

b. 経済学

ポランニーは経済政策においては、主に雇用問題と政府介入について触れている。彼は市場の貨幣量に注目し、貯蓄と投資のバランスが崩れると失業が発生すると考えた。ポランニーは、このバランスを整え完全雇用を達成するためには政府による介入（公共投資と減税）が必要だと考えた。ポランニーは慢性的失業が資本主義の付随的な欠陥であると考え、政府の赤字財政支出による解決を求めた。ポランニーは慢性的失業について、「資本主義システムの付随的な欠陥のためであり、それは単に、公的金融の行為に関する、とうに打破された偏見を捨てるだけで除去できる」¹⁰と述べ、政府介入認める。そして、ポランニーは政府介入について、「十分な循環を生み出すために実行されるプロセスは、言及されるに足るどのような実質的犠牲を含む必要がないし、また、含んではならない。それは中立的な形、すなわち、どのような実質的に重要な経済的・社会的行為も随伴する必要のないやり方で実行されるべき」¹¹と考え、無制限の介入は否定し、中立的な形での政策を求めた。

また、ポランニーは企業の国有化の問題に関しても政府の役割を認めている。ポランニーは、コーポレーショナル秩序や社会の計画化を批判するが、企業の所有権が私的か公的かについては、どちらでも大した違いはないと考える。産業の国家所有は経済機構の働きに大した影響をもたらさず、資本主義のシステムにとって代わるものは存在しない。社会主義国家の混乱は、それを認めまいとした暴力的な規制によって生じる。

⁸ Polanyi (1951), p. 162, 205 頁.

⁹ ここでの科学とは、科学者による学問や研究、教育を指す。

¹⁰ Polanyi (1951), p. 150, 190 頁.

¹¹ Polanyi (1945), p. 29.

c. 公的自由に対する批判

これまで見てきたように、ポランニーは自生的秩序の姿を明らかにし、公的自由をその基礎と置いたが、それと同時に公的自由への批判にも触れている。ポランニーは、全体主義の観点からの公的自由への3つの批判を挙げる。第1に、公共の福祉を個々人の個人的決定と動機に明け渡してしまうという批判である。科学者、判事、学者、宗教家、ビジネスマンたちは、自分の行動が公共の福祉全体にどのような影響を与えるのかを知らないし、仮にそうした知識があったとしても、それによって自分の専門的な義務の遂行から目を逸らすことは許されない。次に社会を特権的か統制に委ねる、といった批判がある。科学者、判事、学者、宗教家、ビジネスマンらは公共の福祉に大きな力をふるい、特に、「著作する専門職の色々な分野—詩人、ジャーナリスト、哲学者、小説家、説教師、歴史家、経済学者—の育成する精神活動は多分、公的な事柄を形成し、社会の運命を指し示す上で最も決定的なものである」¹²と述べ、公的自由による自生的秩序のシステムが寡頭体制に見えることを指摘する。最後に、公的自由に社会を任せると、社会がだれも望まない方向に漂っていくのを許してしまうという批判がある。公的自由に基づく自生的秩序とは相互調節のシステムであり、その下では社会は未知の方向に動いていく。

これらの批判に対してのポランニーの返答は半ば批判を認めたものである。しかし、なお、ポランニーの議論には意義がある。3つ目の批判に対しポランニーは、実際われわれは漂っており、未来は未知であると考え。未来を意識的に決定することこそ我々の理解を超えるものであり、そのような歴史の計画化は認められない。また、こうした社会においては寡頭制システムも必要とされる。ポランニーは「独立の相互調整によってのみ達成できる課題は、独立の地位を支持する制度的な枠組みを要求する・・・そうした特権のシステムは受容されるべきである—特にそれが機会の平等と結びついているときにはそうだ」¹³と述べ、特権階級の必要性を認めている。

知的秩序の議論においてポランニーは科学の重要性を述べたが、それだけでなく、報道の自由や表現の自由を認め、それにより社会に大きな影響を与えることも許容する。また、そうした人間たちがある種の特権階級となり社会を導く、一種のエリート主義も社会には必要だと考える。

ポランニーは管理された社会よりも自生的秩序による社会の優位性を説いた。しかし、自由に基づく社会は未確定のものでありそれが管理された社会より良いものになるかはわからない。ポランニーにとって自生的秩序の優位とは現代の組織や社会における優位性であり、それがよりよき未来に繋がるといったものではない。そして、「人間が歴史の流れを制御することを阻止する理論はまた、自由社会がその下で諸目標を達成する寡頭制システムを除去する可能性を制限する」¹⁴と考え、エリートやブルジョアジーの存在を認める。ポランニーは後に記した『個人的知識』においても同様の理論を展開している。彼は、「自由社会は、いかにリベラルだとしても、それは深く保守的なものだ・・・この

¹² Polanyi (1951), p. 195, 241 頁.

¹³ Polanyi (1951), p. 199, 245 頁.

¹⁴ Polanyi (1951), p. 199, 245 頁.

伝統は、権威を持った専門家の特別の集団により伝達され育まれるものであり・・・この正統、そしてまたわれわれの尊敬する文化的権威は国家の強制力にさせられており、権力と財産の需要者から資金を与えられているのだという事実にも直面しなければならない」¹⁵と指摘する。

d. ポランニーとハイエクの自生的秩序

ポランニーは自由論者であり、特に公的自由の重要性を指摘した。また、社会においてはコーポレーション的秩序よりも自生的な秩序を求めた。この姿は、ポランニーと同様に自生的秩序論を展開した自由主義者であるハイエクと一見すると酷似している。しかし、エリート主義的な面があるなど、その実態は大きく異なる。本節では、ポランニーと同じ自生的秩序論者であるハイエクと比較することで、ポランニーの自由と秩序の姿を明らかにする。

ハイエクは自由を「ある人が他人の恣意的な意志による強制に服していない状態」¹⁶を自由と定義する。ハイエクは人間が無知¹⁷であると考え、不完全な人間により設計された秩序よりも自生的に成長した秩序を重視した。ハイエクは特に市場秩序（カタラクシー）に注目し、「カタラクシーでは、相手を気づかたり知ることさえなしに、他者のニーズに貢献するように仕向けられる」¹⁸と考えた。自生的秩序とその社会において人間が自由に活動を行うことで、人々は意図せず相互に利益を与えあう。

ハイエクとポランニーの秩序論を比較してみると、共に自生的秩序を人間により設計された秩序より評価した点や、自生的秩序の下での自由な個人の活動が意図せずともよりよき結果を導く点、自由が自生的秩序の基礎にある点など共通する点が多い。ポランニーもハイエクと同様に経済的課題において、「寡婦や農民は、自分たちの問題を提示すると想定される方程式を知らないし、仮に知ったとしても理解もしないだろう」¹⁹と考える。そして、「理論的に課された問題を生産者及び消費者として解いている個人の集合が、あたかも『見えない手』によって指令されているかのように自己調節機能を達成する」²⁰と指摘した。市場における自生的秩序について、両者の考えは同じと言えるだろう。

しかし、両者の自由には大きな違いも見られる。最も大きな違いは彼等の社会における個人への見解の違いであろう。ハイエクは人間を無知と捉え、それを補うために自由と自生的秩序を求めた。それに対して、ポランニーの自生的秩序において最も強調されるのは、相互調整の概念（多中心性）である。コーポレーション的秩序や団体では、規模が増大しても究極的にはそれを支配する人員に依存する。しかし、多中心的な組織では、各個人が相互に調整し合うためその調整の数ははるかに多くなる。また、この調整は自生的秩序のシステムを通じることでより大規模なものになる。ポランニーの多中心性の議論では、個々人の行動の重要性が示唆されている。知的秩序の場においては、各主体間

¹⁵ Polanyi (1958), pp244-245, 229-230 頁.

¹⁶ Hayek (1960), p. 11, 21 頁.

¹⁷ ここでの人間の無知とは、人間は不完全な存在である、といった程度のものである。

¹⁸ Hayek (1976), p. 109, 152 頁.

¹⁹ Polanyi (1951), p. 178, 222 頁.

²⁰ Polanyi (1951), p. 179, 223 頁.

での協議や説得など、能動的に影響を与えあう必要がある。また、前述したようにポランニーの自生的秩序論はある種のエリート主義と両立している。人間の不完全性を前提としたハイエクに対し、ポランニーは人間の知的な活動の自由を守ることを最も重要と考えた。そのため、自由を守るために社会主義や計画を批判すると同時にエリートの存在も認めている。ポランニーは公的自由を計画から守るために自生的秩序の重要性を述べたが、同時に、たとえ自生的秩序による社会であってもエリートによる導きが必要と考えた。

5. むすび

ポランニーは自由を公的自由と私的自由に分け公的自由こそが自由社会を特徴付けるものだと考えた。また、公的自由に基づく自生的秩序の重要性を指摘した。しかし、彼の理論はハイエク等に代表される一般的な自生的秩序とは大きく異なる。彼にとって最も重要なのは、知的分野での自由が守られることである。そして自生的秩序に任せたとこで、未来がより良くなるといった保障はないと考えた。そのため、彼の自由論では社会における専門家や特権を許容し、経済学の議論においては積極的な政府介入を求めている。このポランニーの自由の姿は同じく自生的秩序論を展開したハイエクよりも、むしろケインズの自由主義に近いものである。ポランニーの考える自由な社会においては、個人は理性と良心に従い行動する。そうした国民の行動は自発的な相互調整を示し、自由なコミュニティが形成される。このような理性と良心を持つ人間の姿が、ポランニーの自由の基礎にある。

〈参考文献〉

- Hayek, F. A. (1960), *The Constitution of Liberty*, Routledge & Kegan Paul, London, 1960. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件』[新版](Ⅰ. 自由の価値、Ⅱ. 自由と法、Ⅲ. 福祉国家における自由)、春秋社、2007.
- Hayek, F. A. (1976), *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy*, Vol. 2, *The Mirage of Social Justice*, Routledge & Kegan Paul, London, 1976. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 Ⅱ. 社会正義の幻想』[新版]、春秋社、2008.
- Polanyi, Michael (1945), *Full Employment and Free Trade*, Cambridge University Press, 2nd ed., 1948.
- Polanyi, Michael (1951), *the Logic of Liberty: Reflections and Rejoinders*, Chicago University Press, Midway Reprint, 1980. 長尾史郎訳『自由の論理』、ハーバースト社、1988.
- Polanyi, Michael (1958), *Personal Knowledge: Towards a Post-Critical Philosophy*, The University of Chicago Press, paperback ed., 1974. 長尾史郎訳『個人的知識—脱批判哲学をめざして』、ハーバースト社、1985.
- 佐藤光 (2010)、『マイケル・ポランニー 「暗黙知」と自由の哲学』、講談社、2010年。